

令和6年度障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱

（目的）

第1 福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障がい福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障がい福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的として、「令和6年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱」（令和7年3月14日付け厚生労働省発障0314第1号厚生労働事務次官通知）、「令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（令和6年度補正予算分）交付要綱」（令和7年3月6日付けこ支虐第63号こども家庭庁長官通知）、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（補助金の交付の対象及び補助額の算定）

第2 この補助金の交付対象は、別表第1の表1に掲げるサービス類型の障害福祉サービス施設・事業所等（障害児通所支援事業所、障害児入所施設を含む（以下「施設・事業所等」という。））であって、基準月において、福祉・介護職員等処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。以下「処遇改善加算」という。）を算定しており、かつ実施要綱「6 補助金の支給要件」を満たすものとする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

その他の対象要件は、実施要綱のとおりとし、サービス区分、交付率及び対象経費は別表第1のとおりとする。

2 補助金の各月分の交付額算定については、次の $a \times b$ で得られた額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。ただし、対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。）

なお、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス類型別交付率（別表第1）

（補助事業の内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更（補助金額の変更を伴わないものに限る。）とする。

（申請の取下げ期日）

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（補助金の支払）

第5 知事は、第2の規定に基づき、岩手県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）が算定した額を支払うものとする。ただし、障害児施設措置費については、岩手県福祉総合相談センター（以下、「相談センター」という。）が算定した額を支払うものとする。

2 補助金の支払いを受けようとするときは、国保連又は相談センターが算定した額を障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金請求書（様式第6号）により知事に提出しなければならない。

（立入検査等）

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（書類の整備等）

第7 補助事業者は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（前金払）

第8 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金前金払請求書（様式第7号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（交付金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

別表第 1（第 2 関係）

表 1 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金対象サービス

区分	サービス区分	交付率	対象経費
ア	居宅介護	12.7%	実際に対象施設・事業所の職場環境の改善又は人件費の改善に充てられた経費のうち実施要綱の「7 補助対象経費」で定める経費に該当するもの。 （補助金を職場環境改善経費に充てる場合は、別に定める実績報告書の提出期日までに事業を完了したものに限る。） （※） ア：令和 7 年 2 月 19 日付け障発 0219 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 イ：令和 7 年 2 月 26 日付けこ支障第 38 号こども家庭庁支援局長通知
	重度訪問介護	12.7%	
	同行援護	12.7%	
	行動援護	12.7%	
	重度障害者等包括支援	12.7%	
	生活介護	7.2%	
	施設入所支援	13.6%	
	短期入所	13.6%	
	療養介護	13.6%	
	自立訓練（機能訓練）	7.9%	
	自立訓練（生活訓練）	7.9%	
	就労移行支援	5.5%	
	就労継続支援 A 型	5.5%	
	就労継続支援 B 型	5.5%	
	就労定着支援	5.5%	
	自立生活援助	5.5%	
	共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%	
	共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%	
	共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%	
イ	児童発達支援	9.6%	
	医療型児童発達支援	9.6%	
	放課後等デイサービス	9.6%	
	居宅訪問型児童発達支援	9.6%	
	保育所等訪問支援	9.6%	
	福祉型障害児入所施設	16.6%	
	医療型障害児入所施設	16.6%	

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援	0%

別表第 2（第 10 関係）

条 項	提 出 書 類 及 び 添 付 書 類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第 4 条 の規定による 書類	障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付申請書 1 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書（総括表） 2 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書（個票） 3 その他知事が必要と認めるもの	第 1 号 第 2－1 号 （国実施要綱に定める別紙様式 2－3 関係） 第 2－2 号 （国実施要綱に定める別紙様式 2－4 関係）	1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める日
規則第 6 条 第 1 項第 1 号、第 2 号 及び第 3 号 の規定により承認を受ける場合の 書類	障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 変更に係る届出書（障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業） 2 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書（総括表） 3 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書（個票） 4 その他知事が必要と認めるもの	第 3 号 第 4 号 第 2－1 号 （国実施要綱に定める別紙様式 2－3 関係） 第 2－2 号 （国実施要綱に定める別紙様式 2－4 関係）	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の 15 日前まで
規則第 13 条 第 1 項の規定による書類	障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金実績報告書 1 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業実績報告書 2 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業実績報告書（事業所別個票） 3 その他知事が必要と認めるもの	第 5 号 第 3－1 号 第 3－2 号	1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める日
第 5 の 2 の 規定による 書類	1 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金請求書 2 その他知事が必要と認めるもの	第 6 号	1 部 1 部	別に定める日
第 8 の規定 による書類	1 障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金前金払請求書 2 その他知事が必要と認めるもの	第 7 号	1 部 1 部	別に定める日